

## 第 7 回 憲法人権論の基礎 2 ——幸福追求権

今回から、個別の人権条項についての検討が始まります。まずは、日本国憲法 13 条についてです。

### 2. 幸福追求権の意義

- ・ 日本国憲法 13 条は、かつては、第 3 章に列挙された具体的な個別の人権の総称ないしは人権規定の一般原理と解されていたが、現在では、幸福追求権として、また、プライバシーの権利や環境権などといった憲法の条文にはないが憲法上保障すべき人権の根拠規定として、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であると解されている。
- ・ 幸福追求権の内容については、あらゆる生活領域における行為の自由と解すべきか、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利のみをいうと解すべきか、学説上の争いがある。
- ・ 個別の人権条項との関係については、13 条が個別的規定と競合して保障すると解すべきか、個別の人権が妥当しない場合に限り 13 条が適用されると解すべきか、学説上の争いがある。
- ・ 13 条を根拠にさまざまな主張がなされているが、判例が 13 条を根拠とする新しい人権として明示的に認めたものは、あまり多くはない（最高裁判所は、北方ジャーナル事件判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）において、「人格権としての個人の名誉の保護（憲法一三条）」という記述が、最大判昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 卷 10 号 1410 頁において、「喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても」という記述が、それぞれある。また、京都府学連事件判決（最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁）において、それを「肖像権と称するかどうかは別として」という留保を付けたうえ、承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を認めている）。

### 3. プライバシーの権利

- ・ プライバシーの権利とは、かつては、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と狭く定義された（「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁））。
- ・ 今日では、自己に関する情報をコントロールする権利として理解する見解が有力である。

- ・ プライバシーの権利を自己情報コントロール権としてとらえると、個人の人格的生存に関わる重要な私的事項を、公権力の介入なしに各人が自律的に決定できる自由が、情報プライバシー権とは別個の憲法上の権利と解されることになる。

#### ○ 「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁）

元衆議院議員・外務大臣の X（有田八郎）は、1959（昭和 34）年の東京都知事選挙に日本社会党から推薦され立候補し、落選した。Y<sub>1</sub>（三島由紀夫）は、翌年、「宴のあと」と題する小説を月刊誌に連載し、後に Y<sub>2</sub>（株式会社新潮社）を通じて単行本として出版した。その内容は、元外務大臣の野口雄賢と料亭の女将を主人公とし、2 人の結びつき、東京都知事選挙への野口の立候補、その失敗、福沢の支援、資金調達、選挙後の離婚に至るまでを具体的に描写しており、当時の周知の事実を交えながら、この小説が X をモデルとしたことを読者に意識させながら私生活を暴露するかのごとく描かれていた。そこで、X は、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> を相手どり、プライバシーの侵害を理由に謝罪広告と損害賠償を求める訴えを提起した。

第 1 審判決は、プライバシー侵害の要件として、後悔された内容が、(1) 私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれのある事柄であり、(2) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であり、かつ (3) 一般の人々にまだ知られていない事柄であるという 3 つの要件を示し、本件では、プライバシーの権利の侵害があったと判示した。

#### 4. 自己決定権

- ・ 自己決定権とは、個人の人格的生存に関する重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる権利である。
- ・ 自己決定権の内容としては、(1) 自己の生命や身体の処分に関する事柄、(2) 家族の形成・維持に関する事柄、(3) リプロダクションに関する事柄、(4) ライフスタイルに関する事柄などが挙げられる。

講義の復習を兼ねて、教科書の第 3 章（38-47 頁）を読んでおきましょう。  
 次回は、日本国憲法 14 条に定める法の下での平等について学びます。  
 次に挙げる事件の概要を読んだうえで、刑を免除するとした（その結果、Y は収監されない）第 1 審の判断と、懲役 3 年 6 月の実刑とした（執行猶予はつかない）控訴審の判断とでは、どちらが妥当であるかについて考えてみましょう。

栃木県矢板市に住む女 Y は、14 歳のときに実父 A から強姦（強制性交）され、それ以降、継続的に姦淫行為が行われていた。Y は、何度か家出を試みるものの、その都度見つけ出されては連れ戻され、A と夫婦同然の生活を強要されながら、A との間に 5 人の子どもを産んだ。

Y は、1968（昭和 43）年 8 月頃、勤務先の印刷工場で知り合った同僚 B と相思相愛の関係になり、結婚を考えるようになった。しかし、Y は A に結婚の許しを求めたところ、A は、酒に酔っては「出て行くなからお前らが幸せになれないようにしてやる、一生苦しめてやる」、「今から相手の家に行って話をつけてやる、ぶっ殺してやる」などと脅迫したため、Y は B との結婚を断念した。その後、A は、飲酒し、Y を軟禁状態にして、さらなる暴行を加えた。そして、忌わしい境遇から逃れようとした Y は、同年 10 月 5 日夜、酔って寝ていた A を絞殺した。犯行後、Y は直ちに自首した。

1995（平成 7）年改正前の刑法は、199 条（殺人罪）のほかに、200 条で、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定めていた。検察官は、Y を刑法 200 条違反（尊属殺人罪）で起訴した。

第 1 審は、刑法 200 条は日本国憲法 14 条に違反し無効であるとして、199 条の殺人罪について判断し、過剰防衛を理由に刑を免除した（宇都宮地判昭和 44 年 5 月 29 日判タ 237 号 262 頁）。

控訴審は、第 1 審判決を破棄して、刑法 200 条を合憲とし、過剰防衛も否認して、心神耗弱による減軽及び酌量減軽により最低限の懲役 3 年 6 月の実刑を宣告した（東京高判昭和 45 年 5 月 12 日判時 619 号 93 頁）。

これに対して、Y は、刑法 200 条の平等原則違反を理由に上告した。